

■認定対象となる建設会社

認定審査に申し込むことができる会社は、建設業法に基づく許可を受け、本店、支店、営業所のいずれかが中部地方整備局管内にあり、かつ中部地方整備局における一般競争(指名競争)参加資格の認定を受け、「一般土木工事のB・C等級」、「維持修繕工事」、「アスファルト舗装工事」、「港湾土木工事のA・B等級」、または「港湾等しゅんせつ工事のA・B等級」に認定されている建設会社とします。なお、一般競争参加資格の適用年度は、申込書類の提出時点とします。

また、建設会社は今後、建設BCPの策定状況等を勘案しつつ、その拡大を図っていくものとします。